

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2022年1月14日

今月のトピックス 「金融所得一体課税は放棄するのか？」

新年あけましておめでとうございます。今年も皆様に少しでも役立つ情報を既存のメディアとはちょっと異なる視点でお届けできるようにしたいと思います。今年も昨年同様何卒よろしく願いいたします。1月なので今年の見通しを述べたいところですが、今回は宿題の金融所得課税の見直しについて述べることにしましょう。来年度（2022年度）の税制改正大綱は小粒の改正に終わり、噂されている金融所得課税の見直しは行われませんでした。大綱には「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、～早期に検討する」という文言が盛り込まれただけでしたが、言葉尻をとらえれば最後の早期に検討するが令和5年度に改正を目指すと読めてしまう気がしてなりません。

さて、金融所得課税の見直しは、高所得者に応分の税金をきちっと負担してもらおうという改正です。「きちっと」などと書くと脱税しているのか？と勘ぐりたくなりますが、高所得者ほど総合課税と分離課税の違いを上手く活用して合法的に節税を行って実質の税負担を軽くしているからです。給与や年金、事業所得、不動産などの収益は総合課税となり、その税率は所得金額に応じて段階的に税率が上がっていく累進税率。最高は所得税と住民税を合わせて55%になります。一方、上場株式、投資信託、預貯金などの利益に対する税金は、どんなに利益を確保しても税率は所得税と住民税を合わせて一律20%で済むのです。この税率の違いに着目し高所得者ほど上場株式などの分離課税の商品で資産運用を行い、収益に対する税率を20%に抑えることで、全所得金額に対する実質の税負担を抑えるのです。中でも所得が1億円を超える人の実質税負担が大幅に低下していることから、その人達にきちっと税金を負担してもらおうための金融所得課税の見直しが分配を強調する岸田首相の御眼鏡にかなったわけです。

金融所得課税の見直しを株式市場は悪材料と捉えたわけですが、筆者は財務省（国税庁）が掲げる「金融所得一体課税」との整合性をどうするのか？あるいは同課税を放棄するのが気になるのです。金融所得一体課税という言葉は近年は見聞きすることが減っていますが、財務省は全ての金融商品から発生する収益をひとまとめにして税金（所得税と住民税を合算して一律20%）を課す、または損益通算ができる仕組みをこれまで推進してきたのです。「上場株式等」といえば株式、株式投資信託、ETF、REITだったものが、国債や地方債、公社債投資信託なども「等」に加わったのは、金融所得一体課税によるものです。上場株式等と損益通算は出来ないものの、FX（外国為替商品取引）の税率を20%にしたのもその流れで、ゆくゆくは財務省（国税庁）が「特定口座」をフックとして全金融商品を同口座で管理するようにし、税金のとりっぱぐれがない、または簡易に税金が徴収できるようにと考えているのです。今回の金融所得課税の見直し、上場株式等の税率を引き上げる、税制上の扱いを分離課税から総合課税に変更する、あるいは一定の所得を超える人の扱いだけの税率を変更する等々は、これまでの金融所得一体課税の流れから逸脱することになるのです。

財務省として増税政策はウェルカムでしょうが、高所得者あるいは上場株式等といった一部の金融商品だけの税率を改定するのは、これまで進めてきた金融所得一体課税からの政策転換を行う大英断になるのですから、プライドの高い財務省が安易に政策転換に応じるのか気になります。金融所得課税の見直し、NISAやiDeCo（個人型確定拠出年金制度）などの非課税制度との整合性が問われていますが、現実的には金融所得一体課税の仕組みがどう変わるのか否かが個人投資家にとっての最大の関心事になるのです。なお、本文中の税率には復興特別所得税は加味しておりません。